

熊本県公報

第 1 1 1 0 7 号
平成 16 年 4 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領……………(管理調達課) 1
- 特定計量器定期検査の実施……………(商工政策課) 1
- 介護老人保健施設の開設許可……………(高齢者支援課) 2
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止の届出……………(身体障害福祉課) 2
- " "……………(") 3
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止の届出……………(") 3
- " "……………(") 3
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止の届出……………(") 3
- " "……………(") 4
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 4
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 4
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(") 4
- 指定居宅サービス廃止の届出……………(介護保険課) 4
- 平成 15 年度一般会計補正予算 (第 6 号)……………(財政課) 5

公 告

- 平成 16 年度及び平成 17 年度治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント、現場技術業務の有資格者……………(林政課) 11
- 土地改良区合併認可……………(農村計画課) 16
- " "……………(") 16
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 16

告 示

熊本県告示第 358 号

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領
業務委託契約等に係る業者選定要領 (平成 14 年熊本県告示第 805 号) の一部を次のように改正する。

別表中「2,900 万円未満」を「3,200 万円未満」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 359 号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定により、上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
益城町	平成 16 年 5 月 24 日	午前 10 時から午後 3 時まで	益城町公民館	非自動はかり (計量法施行令 (平成 5 年政令第 329 号) 第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
益城町	平成 16 年 5 月 25 日	午前 10 時から午後 3 時まで	益城町公民館	
御船町	平成 16 年 5 月 26 日	午前 10 時から正午まで	JA 上益城上野支所	
御船町	平成 16 年 5 月 26 日	午後 1 時半から午後 2 時まで	水越小学校	

御船町	平成 16 年 5 月 27 日	午前 10 時から午後 3 時まで	御船町保健センター
嘉島町	平成 16 年 5 月 31 日	午前 10 時から午後 3 時まで	嘉島町公民館
甲佐町	平成 16 年 6 月 2 日	午前 10 時から午後 3 時まで	甲佐町中央公民館
清和村	平成 16 年 6 月 3 日	午前 10 時から正午まで	JA 上益城朝日支所
清和村	平成 16 年 6 月 3 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	小峰活性化支援センター
清和村	平成 16 年 6 月 4 日	午前 10 時から午後 3 時まで	清和村民体育館
矢部町	平成 16 年 6 月 7 日	午前 10 時から午後 3 時まで	下矢部西部小学校、白糸第三小学校、JA 上益城名連川支所
矢部町	平成 16 年 6 月 8 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	JA 上益城御岳支所
矢部町	平成 16 年 6 月 8 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	JA 上益城中島支所
矢部町	平成 16 年 6 月 9 日	午前 10 時から午後 3 時まで	矢部中央公民館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 16 年 5 月 24 日から 平成 16 年 6 月 30 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 360 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者	許可年月日
介護老人保健施設きららの里 上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19	上天草市	平成 16 年 3 月 31 日

熊本県告示第 361 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
松島町指定居宅介護事業所 天草郡松島町大字合津 3294 番地	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 天草郡松島町大字合津 3294 番地 松尾 万二郎	平成 16 年 3 月 30 日	43000100001113	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 362 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
龍ヶ岳町社会福祉協議会在宅介護サービスセンター 天草郡龍ヶ岳町大字大道 3669 番地の 1	社会福祉法人 龍ヶ岳町社会福祉協議会 天草郡龍ヶ岳町大字大道 3669 番地の 1 辻本 両造	平成 16 年 3 月 30 日	43000100090116	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 363 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
松島町指定居宅介護事業所 天草郡松島町大字合津 3294 番地	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 天草郡松島町大字合津 3294 番地 松尾 万二郎	平成 16 年 3 月 30 日	43000200001112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 364 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
龍ヶ岳町社会福祉協議会在宅介護サービスセンター 天草郡龍ヶ岳町大字大道 3669 番地の 1	社会福祉法人 龍ヶ岳町社会福祉協議会 天草郡龍ヶ岳町大字大道 3669 番地の 1 辻本 両造	平成 16 年 3 月 30 日	43000200119112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 365 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
松島町指定居宅介護事業所 天草郡松島町大字合津 3294 番地	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 天草郡松島町大字合津 3294 番地 松尾 万二郎	平成 16 年 3 月 30 日	43000300001111	児童居宅介護